平成２２年（フ）第１３１６号
千葉市中央区稲荷町２丁目17番６号　稲荷町ハイツ101号
債務者　伊藤　一郎
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３３９号
千葉市中央区浜野町999番地
債務者　福原　一亨
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５６号
福井県大飯郡おおい町成和第２号１番地53
債務者　吉田　光雄
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第２７０７号
愛知県知多市日長台１番地　K―504
債務者　門脇　　豊
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８６１号
名古屋市中村区向島町５丁目27番地
債務者　佐久間　愛
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８８６号
名古屋市中村区八社２丁目164番地　県営中村住宅１棟323号
債務者　高木　麻衣（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８９９号
名古屋市西区庄内通４丁目15番地の１　ヴィラカレッジウエスト414号
債務者　河合　和也
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０８号
沖縄県豊見城市字高嶺321番地３
債務者　大城佳代子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４２８号
沖縄県浦添市屋富祖１丁目２番20―505号クレストコートＭＫ
債務者　當山わか葉
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１３２号
北海道小樽市桜３丁目18番345号　桜東団地、前住所北海道小樽市朝里３丁目14番23号
債務者　小林　忠夫
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１３４９号
仙台市太白区越路２番１号　大黒ハイツ107
債務者　丸山　和人（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２０号
宮城県多賀城市浮島２丁目31番５号
債務者　武田三枝子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５号
宮城県柴田郡川崎町大字今宿字青根道上２番地１
債務者　佐藤　香織（旧姓齋）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第４６８号
秋田市牛島西２丁目10番３―18号
債務者　杉山絵里子（旧姓小玉）
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０２号
秋田市旭南１丁目17番27号
債務者　菊地　友江
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３号
秋田県能代市二ツ井町飛根字町頭16番地４
債務者　山谷　美保
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第２３６号
福島市矢剣町20番２号　片平コーポＢ107号
債務者　熊谷　　博
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２６０号
福島市蓬莱町４丁目12番24―14号
債務者　尾形　和美（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　福島地方裁判所